

聖籠町告示第十二号

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱（平成十一年聖籠町告示第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二万円」を「一万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第三条の規定は、この告示の施行日以後に受理した申請に係る助成について適用し、同日前に受理した申請に係る助成については、なお従前の例による。